

実施方針等に関する質問回答書(実施方針編)

整理No.	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	3	第3	2				事業者の募集及び選定スケジュール	参加表明書の提出時期について 参加表明書は提案審査書類と同時に提出することとなっていますが、これまでの他都市でのDBでは先に参加メンバーを届け出て、そのグループの審査が終わってから提案書を作成するのが一般的でしたが、参加表明書と提案書を同時に出す理由は何でしょうか。	提案書提出までのスケジュールを考慮し、参加表明書と提案書を同時に提出することとしております。
2	1	第2	4				施設整備期間	施設整備期間は、契約締結日から令和9年3月の約24か月となっておりますが、厳しい期間設定だと考えております。 開業支援期間が4か月となっておりますが、昨今の学校給食センターPFI事業では2か月で問題なく開業準備を行えているため、開業支援期間の4か月の内、2か月間を施設整備期間にあててことを検討いただけないでしょうか。	有利な財源の活用期限が令和9年3月までのため、原案のままとします。
3	3	第3					選定スケジュール	募集要項等公表から提案書審査書類提出までの期間が、昨今の学校給食センターPPP事業に比べて短く設定されています。予定価格公表後から提案書提出まで、提案書作成、提出価格検討に時間を要するため、4ヶ月程度期間を設けていただけないでしょうか。	原案のままとします。
4	3	第3					選定スケジュール	貴市の想いをくみ取り、提案内容に確実に反映させるために、募集要項等公表前に対面対話の機会を設けることをご検討いただけないでしょうか。	原案のままとします。なお、募集要項等公表後にも質問受付を予定しており、今後の疑義には公表後に対応したいと考えております。
5	2	第2	6				支払条件	「市は、本事業の事業者との契約の金額を、令和7年度から令和9年度の事業者の事業期間完了までの各年度において、事業者に前払い又は部分払いで支払う。」と記載されていますが、通常、御市でご発注されている建設工事と同様に、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって、公共発注者としては、本事業の適正な施工や運営の確保に加え、事業者の資金調達費用の縮減が可能となることから、応募者の増加も期待でき、より多くの提案を比較検討することでVFMの向上に繋がるものと思われます。 また、御市におかれましては、通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる中間前払金制度も採用されていますので、併せて中間前払金の支出もご検討いただきますようお願いいたします。」	ご質問の内容を踏まえ、検討させていただきます。 詳細は募集要項と合わせて公表される事業契約書(案)をご確認ください。
6	10	第4	2				予想されるリスクと責任分担	別紙1のリスク分担表において、事業者の帰責事由により事業を中止した場合の事業者の責任分担について記載されていますが、施設整備業務(建設工事)の部分について、その履行を確保するための履行保証(八代市公共工事請負契約約款第4条に記載されている契約の保証)を事業者に求めることをお考えでしょうか。 その場合、八代市発注工事と同様に保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証も認められるとの解釈でよろしいでしょうか。 契約保証金の納付手段としては、より多くの選択肢を設けるため契約保証を認めていただきますようお願いいたします。	履行保証に関する内容は募集要項と合わせて公表される事業契約書(案)をご確認ください。
7	7	第3	4	(2)	イ		建設企業b	施工実績について、延床2,000㎡以上の新築の公共施設とありますが、建物の構造(S、RCなど)の指定はないと考えてよろしいでしょうか。	構造体の指定はございません。
8	7	第3	4	(2)	イ		建設企業b	施工実績について、一つの契約で複数の建物を建てて2,000㎡を超えている場合も参加条件を満たしますか。	契約上1本で施工した延床面積の合計が2,000㎡以上であれば条件を満たすものとします。なお、参加表明時には、施行実績が確認できる資料を添付してください。
9	3	第3	2				事業者の募集及び選定スケジュール	参加表明書と提案審査書類の受付締切が同時期となっておりますが、参加資格審査の通知後に提案審査書類の提出が妥当と考えますがいかがでしょうか。	No.1参照
10	5	第3	4	(1)			契約について	市との契約について、市⇄応募グループで契約を締結するのでしょうか。もしくは市⇄建設JV、市⇄設計JV、市⇄調理設備企業のような契約形態になるのでしょうか。	市と応募グループで契約するもので、各企業と個別に契約するものではありません。
11	2	第2	6				支払条件	「令和7年度から令和9年度の事業者の事業期間完了までの各年度において、事業者に前払い又は部分払いで支払う。」とございますが、調理設備調達・搬入設置業務、食器・食缶等調達業務については、一般的には物品契約扱いとなることが多いですので、本事業においても新給食センターに納品・引き渡し後に一括支払との理解でよろしいでしょうか。	調理設備調達・搬入設置業務、食器・食缶等調達業務については、ご理解のとおりです。詳細は募集要項等公表時にご確認ください。
12	7	第3	4	イ			建設企業	「c建設JVの代表者に関する要件」に「・市内に本社、本店を有すること。」と記載がございますが、PFI提案実績やDB提案実績の経験は本当に不要でしょうか。PFI手法やDB手法の場合は入札公告から応札までの短期間で提案書と入札金額を提示する必要があるが、一般的に提案時には平面図・立面図・断面図・建具表・仕上表程度を基に建築費の入札価格を1カ月程で算出して札入れになります。積算と並行して提案書作成と積算して事業予算に対してVECDを検討して提案書修正等の上、グループで合意してからの提案書提出及び札入れかと存じます。学校給食センター建設費では設備工事が大きな割合を占める等、学校給食センターDB手法の特異性や提案時の事業者負担をご理解の上で代表企業として入札に参画される企業様が1グループ入札や参加グループ無しとならないように、2～3グループ参画して市のための提案競争が行われますように参加要件の再考の可能性はございませんでしょうか。	本件については、地元経済の振興等を目的として建築企業は市内に本社、本店を有することを条件としているため、原案のままとします。 なお、競争性を考慮し、調理設備企業は、PFI事業又はDB事業で6,000食以上の新築の学校給食センターへの調理設備の納入実績を有することを参加資格要件とし、設計企業のJV代表者についても市内企業に限定せず、平成26年4月以降に新築の学校給食センターの設計実績等を有することを参加資格要件として設定しています。
13	10・12・13	第4・及び別紙1	2				リスク分担	別紙1:リスク分担表、共通。環境問題、10の部分で、井戸整備後、近隣及び本施設での井戸枯れ、塩水化、地盤沈下などのリスク分担はどのようにお考えでしょうか。	市が責任を負うべきものと想定しています。
14								本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深めるとともに、貴市の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、希望により個別に対面的対話を行うことは可能でしょうか。	No.4参照